

平成30年第1回大衡村議会定例会会議録 第3号

平成30年3月7日（水曜日） 午前10時開議

出席議員（12名）

1 番 石川 敏	2 番 佐藤 貢	3 番 早坂 豊弘
4 番 佐々木春樹	6 番 文屋 裕男	7 番 小川 宗寿
9 番 高橋 浩之	10番 遠藤 昌一	11番 山路 澄雄
12番 佐々木金彌	13番 小川ひろみ	14番 細川 運一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長 萩原 達雄	副 村 長 齋藤 一郎
教 育 長 庄子 明宏	総 務 課 長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住 民 生 活 課 長 早坂紀美江
税 務 課 長 大沼 善昭	健 康 福 祉 課 長 残間 文広
産業振興課長 齋藤 浩	都 市 建 設 課 長 後藤 広之
教育学習課長 八巻利栄子	生涯学習担当課長 文屋 寛
会 計 管 理 者 齋藤 善弘	

事務局出席職員氏名

事務局参事 和泉 文雄	書記 高橋 吉輝	書記 佐藤 忠幸
-------------	----------	----------

議事日程（第3号）

平成30年3月7日（水曜日）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第21号 平成29年度大衡村一般会計予算の補正について

第 3 議案第22号 平成29年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

- 第 4 議案第 23 号 平成 29 年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
- 第 5 議案第 24 号 平成 29 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 6 議案第 25 号 平成 29 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について
- 第 7 議案第 26 号 平成 29 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 8 議案第 27 号 平成 29 年度大衡村宅地造成事業特別会計予算の補正について
- 第 9 議案第 28 号 平成 29 年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第 10 議案第 29 号 平成 30 年度大衡村一般会計予算を定めることについて
- 第 11 議案第 30 号 平成 30 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第 12 議案第 31 号 平成 30 年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて
- 第 13 議案第 32 号 平成 30 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第 14 議案第 33 号 平成 30 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて
- 第 15 議案第 34 号 平成 30 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
- 第 16 議案第 35 号 平成 30 年度大衡村宅地造成事業特別会計予算を定めることについて
- 第 17 議案第 36 号 平成 30 年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程（第 3 号）に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しますので、これより平成 30 年第 1 回大衡村議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番佐々木春樹君、6番文屋裕男君を指名いたします。

日程第2 議案第21号 平成29年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第2、議案第21号、平成29年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） おはようございます。

それでは議案第21号、別紙でご説明申し上げたいと思います。

説明の前に、ちょっと7ページでございますけれども、債務負担行為補正のところで大衡万葉こども園の通園バス運行業務とスクールバス運行業務、期間が平成30年度となっておりますが、これミスプリントでございまして平成30年度から平成31年度、この2カ年の債務負担行為になるものでございます。限度額は変わりはありません。大衡万葉こども園通園バス運行業務とスクールバス運行業務が、平成30年度から平成31年度の2カ年ということでございますので、修正方よろしくお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

それでは、早速ご説明申し上げたいと思います。議案第21号、別紙でご説明申し上げます。1ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度大衡村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,565万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億229万1,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の規定でございまして、「第2表繰越明許費」でご説明申し上げます。

第3条につきましては、債務負担行為の補正でございます。第3表でご説明申し上げます。

第4条につきましては、地方債の補正でございます。第4表でご説明申し上げます。

それでは、6ページをごらんいただきたいと思います。

「第2表繰越明許費」の関係でございます。今回2件でございます。

7款土木費2項道路橋梁費奥田大森線改良舗装事業1億202万8,000円、尾西中山線改良舗装事業8,136万5,000円、以上2件を繰越明許費として設定するものでございます。

次に、7ページでございます。

第3表といたしまして債務負担行為の補正でございます。今回9件でございます。

1件目、衛生消毒に係る防疫用殺虫剤購入、平成30年度で62万5,000円。2件目、狂犬病予防集合注射業務、平成30年度で100万3,000円。3件目、地域活動支援センター管理運営業務、平成30年度で1,101万円、4件目、大衡村障害者等相談支援事業、平成30年度で678万円、5件目、大衡村障害者等基幹型相談支援事業、平成30年度で227万1,000円、6件目、高齢者等タクシー利用助成事業、平成30年度で532万円、7件目、大衡万葉こども園通園バス運行業務、平成30年度から31年度までで953万円、8件目、スクールバス運行業務、平成30年度から31年度までで1,281万円、9件目、ふるさと美術館企画展菅野廉3D作品運搬展示業務、平成30年度で66万6,000円、以上9件を追加するものでございます。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。

第4表といたしまして地方債の補正でございます。

道路橋梁整備事業債4,720万円から350万円を減額いたしまして、4,370万円。続いて、辺地対策事業債1億2,550万円から100万円減額いたしまして、1億2,450万円。続いて、公園整備事業債1,350万円から450万円減額いたしまして、900万円。続いて、公営住宅事業債3,460万円から120万円減額いたしまして、3,340万円とするものです。

続きまして、歳入歳出予算について事項別明細でご説明申し上げます。

11ページをごらん願いたいと思います。歳入でございます。

1款1項2目法人の村民税でございます。7,120万円の増でございます。均等割及び法人税割の増でございます。

2項1目固定資産税1,500万円の増でございます。

4項1目たばこ税300万円の現でございます。

3款1項1目利子割交付金、4款1項1目配当割交付金、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、6款1項1目地方消費税交付金、8款1項1目自動車取得税交付金については、記載のとおり、実績による増減でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

13款 1 項 2 目教育費負担金 2 万4,000円の減、説明記載 2 件分の保護者負担金の減でございます。

3 目衛生費負担金 1 万2,000円の増、未熟児療養医療費負担金でございます。

14款 1 項 2 目商工使用料36万8,000円の増、排水管使用料でございます。

3 目土木使用料393万9,000円の増、1 節の住宅使用料は374万2,000円の増、2 節道路使用料19万7,000円の増でございます。

4 目教育使用料 8 万4,000円の増で、平林会館使用料と村民体育館使用料については減額、テニスコート使用料・屋内運動場使用料・万葉研修センターについては増でございます。補正額は、記載のとおりでございます。

2 項 1 目総務手数料24万8,000円の減で、説明記載 4 件分の増減でございます。

2 目衛生手数料112万4,000円の減でございます。1 節の清掃手数料につきましては110万9,000円の減で、記載 2 件分の処分券の減でございます。2 節衛生手数料 1 万5,000円の減、説明記載の 2 件分の増減でございます。

15款 1 項 1 目民生費国庫負担金741万3,000円の増でございます。2 節障害者福祉費負担金47万5,000円の減、説明記載 2 件分でございます。3 節児童福祉費負担金847万7,000円の増、説明記載の 2 件分でございます。4 節児童手当負担金58万9,000円の減でございます。

2 目衛生費国庫負担金23万円の増、母子衛生費負担金でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

2 項 1 目民生費国庫補助金 9 万7,000円の増でございます。2 節児童福祉費補助金17万2,000円の増、地域子ども・子育て支援事業分でございます。3 節臨時福祉給付金給付事業補助金 7 万5,000円の減でございます。

3 目土木費国庫補助金621万円の減、公園費及び土木費の補助金でございます。社会資本整備総合交付金分でございます。

4 目教育費国庫補助金46万7,000円の減、1 節小学校費補助金が12万4,000円の減、記載 2 件分でございます。2 節中学校費補助金13万9,000円の減、記載 2 件分でございます。3 節幼稚園費補助金20万4,000円の減、就園奨励費関係の補助金でございます。

5 目特定防衛施設周辺整備調整交付金、これについては充当事業の入れかえでございます。

6 目消防費国庫補助金43万5,000円の減、消防費補助金の減でございます。

7 目総務費国庫補助金60万7,000円の減、総務費補助金の減でございます、説明記載2件分でございます。

16款1項1目民生費県負担金406万2,000円の増でございます。2節障害者福祉費負担金20万3,000円の減、説明記載の2件分でございます。4節児童福祉費負担金423万9,000円の増、記載2件分でございます。5節児童手当県負担金2万6,000円の増でございます。

2目衛生費件負担金11万5,000円の増、母子衛生費負担金でございます。

2項1目総務費件補助金5万5,000円の減、消費者行政活性化事業補助金の減でございます。

2目民生費県補助金246万円の増でございます。1節については社会福祉費補助金51万円の減、身心障害者医療費助成事業分でございます。2節児童福祉費補助金297万円の増、記載6件分でございます。

4目農林水産業費県補助金107万3,000円の増、記載6件分の事業の増減でございます。

5目教育費県補助金72万3,000円の増、2節中学校費補助金でございます、記載2件分の増減でございます。

6目振興総合補助金83万6,000円の減、記載3件分でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

7目消防費県補助金28万円の減、災害対策費補助金でございます。

3項1目総務費県委託金201万7,000円の減でございます。1節総務管理費委託金10万5,000円の減、人権啓発活動に係る委託金の減でございます。4節統計調査委託金2,000円の減、商業統計調査分でございます。6節選挙費委託金191万円の減、説明記載2件分の選挙委託金でございます。

2目土木費委託金39万8,000円の減、説明記載2件分でございます。

3目教育費県委託金51万6,000円の減、2節学び支援コーディネーター等配置事業委託金34万3,000円の減、3節緊急スクールカウンセラー等派遣事業委託金17万3,000円の減でございます。

17款1項1目財産貸付収入5万7,000円の増、土地貸付収入でございます。

2目利子及び配当金3,620万円の増でございます。いずれも基金関係の利子14件分になるものでございます。

2項1目不動産売払収入19万円の増、土地売払収入1件分でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

18款 1 項 1 目一般寄附金 9 万9,000円の増、1 件分でございます。

2 目指定寄附金501万9,000円の増でございます。ふるさと寄附金の増の部分でございます。

19款 2 項 1 目財政調整基金繰入金4,000万円の減。

2 目減債基金繰入金3,000万円の減。

3 目長寿社会対策基金繰入金475万円の減。

4 目明神揚水機施設維持管理基金繰入金28万4,000円の減。

5 目赤水処理施設維持管理基金繰入金124万9,000円の減。

6 目企業立地促進基金繰入金3,500万円の減。

7 目人材育成基金繰入金 2 万8,000円の減。

8 目ふるさと創生基金繰入金3,750万円の減。

10目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業繰入金9,000円の増。

12目大衡村災害復旧資金貸付基金繰入金が2,000万円の増となるものでございます。

次に、21款 3 項 1 目貸付金元利収入でございます。2 億4,306万2,000円の増となるものでございます。これにつきましては宅造会計への一般会計からの貸付金の元利収入、平成27年から29年までの分でございます。

4 項 1 目雑入でございます。54万7,000円の増。1 節保健衛生費手数料 5 万9,000円の増、記載 2 件分でございます。3 節学校給食費納付金10万円の減、記載 3 件分でございます。4 節雑入58万8,000円の増でございまして、記載 8 件分でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

22款 1 項 1 目土木債1,020万円の減でございまして、道路債及び公園債の減でございます。

続きまして、歳出でございます。22ページをお開き願いたいと思います。

なお、全般的に 2 節給料、3 節職員手当、4 節共済費につきましては、給料等のベースアップや人事異動に伴う実績見込みによる補正でございますので、説明については割愛させていただきます。

それでは、1 款 1 項 1 目議会費25万8,000円の減でございます。議員報酬の減、18節の備品購入費につきましては手提げ金庫の購入経費の補正でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費898万6,000円の減でございます。次のページをお開き願いたい

と思います。1節及び8節報償費から18節備品購入費までは、事業終了等による減でございます。また19節の負担金補助及び交付金につきましては、大瓜下行政区への量がえ及びガス給湯器更新の維持管理費補助金でございます。

2目文書広報費174万9,000円の減、法規システム更新データ業務委託料の減でございます。

3目財政管理費50万円の増、11節は消耗品費、12節は手数料及び郵便料の増、いずれもふるさと納税に係る経費の増額補正という形になっているものでございます。

4目会計管理費12万6,000円の減、12節及び18節は事業確定に伴う減でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

5目財産管理費208万2,000円の減でございます。事業確定による減でございます。

6目企画費6万1,000円の減でございます。事業確定に伴う減額補正が主なものでございますが、25節の繰出金につきましては、演習場周辺整備対策基金の積立金の補正でございまして、万葉すくすくサポート事業への積み増し分でございます。

8目財政調整基金費3億1,848万円の増でございます。25節といたしまして、記載5件分の基金利子及び償還金分等を積み立てするものでございます。

9目無線放送施設費11万9,000円の減でございます。保守点検委託料の減でございます。

10目諸費95万3,000円の減でございます。いずれも事業確定に伴う減でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2項1目税務総務費28万4,000円の減、人件費の補正でございます。

2目賦課徴収費58万円の減、13節の委託料については事業確定に伴う補正でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費58万円の減でございます。19節の負担金については、事業確定に伴う補正というところでございます。

4項3目宮城県知事選挙費258万3,000円の減、事業終了によるものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

5目衆議院議員選挙費66万6,000円の減、これも事業終了によるものでございます。

5項2目指定統計調査費6,000円の減、事業終了に伴う減でございます。

3款1項1目社会福祉総務費857万1,000円の減でございます。事業確定に伴う補正でございますけれども、13節につきましては高齢者等タクシー利用に係る委託料を実績勘案で減額しているものでございます。次のページをお開き願いたいと思います。28節については、国保会計の繰出金でございます。

2 目国民年金費 1 万2,000円の増、人件費の補正でございます。

3 目老人福祉費773万8,000円の減でございます。事業確定に伴う補正ということでございます。なお28節につきましては、介護保険及び後期高齢者医療特別会計への繰出金を計上するものでございます。

4 目障害者福祉費144万3,000円の減でございます。こちらについても事業確定に伴う補正というところでございます。

2 項 1 目児童福祉総務費40万7,000円の増でございます。これについては20節の扶助費、万葉すくすくサポート事業に係ります医療費の増額分でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2 目児童措置費36万円の減、児童手当支給に係る扶助費の減でございます。

3 目母子福祉費 7 万3,000円の増、こちらにつきましても扶助費で医療費の増額分でございます。

5 目児童福祉費1,787万円の増でございます。13節につきましてはこども園の施設運営委託料の増、19節につきましては記載 5 件分の補助金の補正、23節につきましては子育て支援祝い金事業の実績見込みにより減額するものでございます。

6 目児童保育費251万6,000円の減、障害者通所支援事業の実績見込みによる減額でございます。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費18万4,000円の減でございます。19節については、黒川病院の負担金の精算でございます。

2 目母子保健費148万7,000円の減、いずれも事業確定による減額でございます。

3 目予防費59万円の減、次のページをお開き願いたいと思います。事業確定に伴う委託料の減額でございます。

4 目環境衛生費1,123万7,000円の減でございます。こちらについても事業確定に伴う補正でございまして、28節については戸別合併処理浄化槽会計への繰出金の計上でございます。

2 項 1 目清掃総務費275万7,000円の減、黒川行政事務組合の負担金の精算分でございます。

5 款 1 項 1 目農業委員会費187万2,000円の減、人件費の補正及び農業委員・農地利用最適化推進員の報酬及び費用弁償等の補正でございます。

2 目農業総務費 7 万4,000円の減、次のページをお開き願いたいと思います。人件費の

補正及び使用料の減でございます。

3目農業振興費19万6,000円の減でございます。事業確定による減額補正が主でございますけれども、19節の負担金補助及び交付金については経営所得安定対策推進事業費補助金、村水田協議会への補助金でございますが、追加交付がございましてプラス計上しているものでございます。

4目畜産振興費6万7,000円の減、事業確定による減でございます。

5目農地費45万6,000円の減でございます。人件費の補正並びに大鮎用排水路整備事業、一文字ダム管理費に係ります実績見込みにより減額しているものでございます。

次のページをお開き願います。

2項1目林業振興費57万6,000円の減、これも実績見込みによる減額でございます。

6款1項1目商工総務費604万8,000円の減でございまして、これも実績見込みによる減額でございます。

2目商工振興費12万4,000円の減でございます。19節補助金の減でございまして、説明記載の補助金分の減でございます。

3目配水管管理費7,000円の減、14節使用料の減でございます。

7款1項1目土木総務費2万4,000円の減でございます。次のページをお開き願います。人件費並びに事業確定に伴う補正でございます。

2項1目道路維持費446万8,000円の増、電気料の減及び13節の委託料については除雪委託料を追加計上しているものでございます。

2目道路新設改良費152万6,000円の減でございます。奥田大森線改良舗装事業と大瓜南側線改良舗装事業については減額補正、大西中山線改良舗装事業については追加補正を行うものでございます。

3目橋梁維持費3万8,000円の減でございます。事業確定によるものでございます。

3項1目河川総務費41万1,000円の減でございまして、事業確定による減でございます。

4項1目都市計画総務費106万円の減でございまして、人件費並びに宅造会計への繰出金の補正でございます。

次のページをお開き願います。

2目公園費339万9,000円の減でございます。事業終了による減額補正が主なものでございますが、11節需用費は電気料、16節原材料費はクリエートパーク等の人口芝等の原材料費の補正でございます。

3 目下水道費778万5,000円の減、下水道会計繰出金の減額でございます。

4 目定住促進費580万円の減、実績見込みによる減額でございます。

5 項 1 目住宅管理費456万6,000円の減、これも事業確定に伴う補正でございます。

2 目定住促進住宅管理費32万5,000円の減でございます。これについても事業確定に伴う補正でございます。

8 款 1 項 1 目常備消防費19万1,000円の増、黒行への負担金の精算でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。 2 目非常備消防費 8 万9,000円の増、18節については事業確定に伴う減額、19節については消防団福祉共済分の負担金分でございます。

3 目消防施設費93万7,000円の減、事業確定に伴う減額でございますけれども、11節の需用費につきましてはポータブル発電機のバッテリー交換工事の修繕料を計上しているものでございます。

4 目災害対策費101万2,000円の減でございます。事業確定に伴う減額でございます。

5 目防災無線費16万3,000円の減、電気料及び負担金の減でございます。

9 款 1 項 2 目教育委員会の事務局費でございますが、131万8,000円の減でございます。事業確定による補正でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2 項 1 目小学校の学校管理費535万6,000円の減、学校管理費と体育館改修事業の実績勘案見込みによる減額でございます。12節役務費、電話料及び手数料については追加計上しているものでございます。

2 目教育振興費32万9,000円の減、これも同じく事業確定に伴う補正でございます。

3 項 1 目中学校の学校管理費159万1,000円の減でございます。実績見込みによる減と11節需用費については水道料を追加計上しているものでございます。

次のページをお開き願います。

2 目教育振興費111万9,000円の減でございます。事業確定に伴う補正でございます。

4 項 1 目社会教育総務費81万2,000円の減、これも事業確定に伴う補正でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2 目公民館費108万3,000円の減でございます。これも事業確定に伴うものでございます。

4 目平林会館管理費、これについては財源の入れかえでございます。

5 目万葉研修センター管理費61万9,000円の減、事業確定に伴う補正でございます。

6目美術館管理費53万6,000円の減、これも事業確定による補正でございます。

5項1目保健体育総務費36万7,000円の減、こちらについても事業確定に伴う補正でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2目体育施設管理費65万7,000円の減、事業確定に伴う補正でございます。

3目学校給食センター管理費173万3,000円の減でございます。主なものについては賄い材料費が100万円ほど減額しているものでございます。

10款1項1目農林施設災害復旧費4万5,000円の増、19節でございますけれども嘉太神ダムため池の災害復旧事業費負担金の計上をしているものでございます。

2目大衡村排水処理施設維持管理費3,463万9,000円の増でございます。12節につきましては低濃度PCB処分の手数料、28節につきましては赤水基金への繰出金を計上しているものでございます。

3目明神揚水機維持管理費28万1,000円の減でございます。人件費の補正及び事業確定による補正でございます。

11款1項1目公債費利子元金、財源の入れかえでございます。

2目利子124万5,000円の減でございます。

12款1項1目土地取得費1,000円の減でございます。

2目公営企業貸付金1,551万6,000円の減でございます。21節でございます。住宅団地特別会計・宅造会計貸付金の今年度分の減額でございます。

13款1項1目予備費390万1,000円の増、調整によるものでございます。

一般会計についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 除雪関係のほうでお尋ねをいたします。

先般、今年度からですかね、平成29年度からの業者の待機状況にあわせて料金の支払いの設定を従前より改善したほうがいいんじゃないかということでご提案申し上げ、早速改善の体制に入ったかと思うんですが。

今回お尋ねしたいのは何点かありまして、まず改めて登録の出動される可能な業者数、会社の数ですね。

あと全線、延べということで今回もいろいろ、ときわ台の団地の形成を見ても現在の平成29年度で見込まれている延べの距離数、これをお尋ねいたします。

また作業によって、これ故意的ではないんですけれども、万が一というような不可抗力の部分で大衡村を記すポール、あるいは路肩の破損、あるいは路面の表面を水が走るために地下部というんでしたっけ、よくアスファルトで枕をつくってのり面に水が流れ込まないようにやるような部分の破損、こういった部分がありまして、この路線・路線によっていろいろなリスクがあるかと思うのですが、私の知り得る範囲では何カ所かその除雪作業での破損が原因かなと思われるような情報もあるんですが、常時道路パトロールということで管理しているようですが、こういった破損を起こした場合の弁償というんですかね修繕、そういった部分についての方法、以上4点についてお尋ねします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回除雪についてということで、補正のほうは1,000万円補正をさせていただいております。

まず1点目のご質問といたしまして、対応している業者数ですけれども、9社の業者のほうに依頼をしております。

それと村道の対応している路線の延長の状況ですけれども、延長といたしましては約120キロメートルの対応をしております。

それと破損の状況ということで、のり面の路肩にありますアスカブと呼ばれるものですとか、そのほか歩車道境界ブロックとか除雪の際に破損した場合についてですけれども、確認されたものについて除雪のほうの作業で破損したものについては、作業している業者のほうで保険等々の対応で修繕をさせていただいているという状況となっております。

あと、4点のご質問ということだったんですが、失礼いたしました。今回料金体系ということで、これまで委託料で単価契約をしまして、稼働した時間数に応じて支払いをしていたという状況でございました。今年度からは、委託料という形で稼働した時間にお支払いするというのに加えまして、機械を村のほうで一括借り上げをしてという形で対応させていただいております。それは、機械に応じて単価のほうをリースという形で、使用料という形で定めさせていただきまして、支払いをしているという状況となっております。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 料金体系のほう、一括して機械の借り上げということで、業者の作業に対する準備の姿勢も変わったかと思います。また、身近な部分で見ますと、早朝来から作業に取り組んでいただける業者もあったり、そういう作業に対しての苦情というような部分は、この料金体系なりシステムを改善したことによって従前の苦情とかそういったものと

似たようなケースと言うとあれですけども、こういう契約に変えたことによって逆にプラスの効果があったのではないかと私は評価するんですが、現場で管理している情報としてぜひこういうような機会でありますので参考事例など挙げていただいて、紹介いただければと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね、今回今年度から契約の方法を変えたことによりまして、請け負っている業者、これまでも責任を持って対応していただいていたかとは思いますが、今年度より降雪時、降雪のおそれがある場合についてのパトロール体制というのが昨年度から変わりました、大分強化されているかなと。その中で、稼働するタイミングですとか、そういった部分は業者によってもばらつきあるところは実際のところありますけれども、そういったパトロール等で除雪の対応の迅速さだったり、臨機応変的な対応の部分は、昨年度までより変わったところあるかなというふうに感じております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4 番（佐々木春樹君） 公民館関係のことで、ちょっとお伺いします。

万葉研修センターの敷地ですね、改修されて非常によくなったなというふうな印象があるんですが、そのほかに玄関の雨漏りであるとか、それから屋内運動場の屋根がちょっと破損しているというふうなことも聞いているんですけども、その辺この補正がプラス補正になっていないようだなということと、その補修に関してどのような対応をしているものなのかお伺いします。

議長（細川運一君） 生涯学習担当課長。

生涯学習担当課長（文屋 寛君） まず公民館の玄関の雨漏りににつきましては、業者のほうにきちっと状況を見ていただいて、経費的に幾らぐらいかかるのかというふうなことをまずもって把握することが必要だろうということで、今その作業を進めている段階でございます。ある程度修繕の概算的な額がわかった時点で、実際に修繕の作業に取りかかりたいというふうに考えてございまして、今回補正に盛り込むのはちょっと時間的に間に合わなかったということで、現在進めておりますので、その辺の具体的な中身はわかり次第早急に進めたいというふうに考えてございます。

あと、それから屋内運動場の屋根につきましては、スポーツ少年団の練習中にボールが当たって破損してしまったというふうな状況でございます。スポーツ少年団のほうで対物保険ですかね、保険をかけておるということでしたので、今その保険で修理をするという

ことで進めさせてもらっているということで、これも保険屋が近々見に来るというふうなことでございますので、今進めておりまして、その辺が確定次第修繕に入るというふうな予定になってございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4 番（佐々木春樹君） 流れるにはわかったんですけども、では破損している屋根の部分とか雨漏りしている玄関、現状の対応・対策等、いかがな対応しているものなのか伺います。

議長（細川運一君） 生涯学習担当課長。

生涯学習担当課長（文屋 寛君） まず、公民館の玄関の雨漏りににつきましては、玄関の外部の上の部分がますの状態になっている構造になっていまして、その部分に落ち葉とかそういったものがたまって、排水口が詰まると雨漏れを余計起こしやすいというふうな状況も把握しておりますので、逐次その辺の除去をして極力雨漏りしないような形で他対応をしてございます。あと雨漏りした場合は、その辺は利用者の方々に迷惑がかからないように対応しているということでございます。

あと、それから屋内運動場の屋根につきましては、野球のボールが当たったということで、大体直径10センチ未満の穴があいているということでして、そちらも雨のとき多少ポタポタ落ちてきますので、土の面に影響ないようにバケツを置いたりして、今対応していると。いずれにしましても、早急に進めたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1 番（石川 敏君） 歳入について、ちょっと2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず19ページですけれども、寄附金の中で指定寄附金としてふるさと寄附金、今回501万円ほどの増額で合計690万円というふうな金額の歳入額ですが、平成29年度としての寄附の件数、人数でもいいですけれども、何人ぐらい、何件ぐらいあったものか。歳出は、多分基金のほうの積み立てのほうに歳出載っていますけれども、全額基金積み立てなものかどうか。実際の充当事業については、どのように考えておられるか。それをお尋ねしたいと思います。

あともう一つ、その下の基金の繰入金であります。今回、各種基金減額・増額あるようですけれども、当初の金額に比較して大分金額的に大きな補正額のように。当初からまるきり減額して、ゼロの予算にしたやつもあります。それから当初がゼロで、今回追加で補正予算組んだやつもありますけれども、その辺の具体的な理由、内容についてまずお聞きいたします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、まずふるさと寄附金の関係でございますけれども、3月5日現在の数字でお知らせしたいと思います。3月5日現在で、寄附者数でございますけれども333名、そのうち県外が313名、県内が20名になります。件数といたしましては378件、県外が352件、県内が26件でございます。寄附総額については5,330万円、このときよりちょっとふえているという形になります。この補正の段階よりは、きのうの段階でよりちょっとふえていたと。500です。済みません、533万円です。大変失礼しました。533万円で、県外464万円、県内が69万円、こういった内訳担っているものでございます。

歳出のほうについては、積み立ててございますけれども、充当する事業というのは平成30年度からの事業になります。今度予算審査特別委員会でございますけれども、3件ほどの充当事業がいわゆるふるさと寄附金でやっているものでございます。

あとは、基金の繰入金関係でございますけれども、一番大きい部分が宅造会計に貸し付けていた貸付金が2億4,000万円ぐらい一般会計のほうへ戻ってきたということもございまして、あとその他決算によって減額というかそういった部分で財調、もろもろの基金繰入金をそんなに取崩さなくて済んだという形で、逆に戻し入れたという形でございますので、これといった原因というのはいないんですけれども、その部分が一番大きいのかなというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1 番（石川 敏君） ふるさと納税の寄附金につきましては、以前より大分件数、金額とも伸びたと思うんですけれども、その辺の理由は今年度から専用のサイト、利用の恩恵もあるのかなと感じますけれども、その辺の考え方もお尋ねしたいと思います。あと、寄附者に対する返礼品、こういったものを御礼品として出しているものかもお尋ねしたいと思います。

あと、基金の繰入金のほうですけれども、宅造会計からの繰り入れがあったのでそのほかの取り崩し、繰入予定なくしたということもあるようですけれども、ものによっては例えば企業立地促進基金の繰入金3,500万円見ておったのがゼロということですので、これは歳出する予定がなくなったということなのかどうか。あと、ふるさと創生基金もそうですね。そういう予定している事業、充当先がないからゼロということになったものか。

あと一番下の災害復旧貸付基金、これはゼロだったんですが2,000万円追加しています。私、昨年的一般質問でも農業関係の政策の中でちょっと質問したんですけれども、当初貸し付けした金額毎年償還になっていきますけれども、それを一般会計に毎年繰り入れしてい

るんですね。当然基金の原資、その部分マイナスになっています。多分、今回2,000万円を繰り入れして、残りの金額はかなり低い金額になっていると思うんですけども、これ一般会計に戻さないで基金にそのまま積んでおいて、もしこれからの万が一の災害発生時に貸し付け対応できるように継続したらどうかというような趣旨の質問いたしました。村長も検討したいというようなことを言っていますけれども、この今回の補正を見るとそういったことではないようです。今後の考え方も、ちょっとこれについてはお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） まず、いわゆるふるさと寄附金の関係については、当然ポータルサイトが一番大きい、伸びた部分というのは一番大きいというふうに思っているところでございます。あと、返礼品についてはさまざまな返礼品の部分がございまして、前の議会でも多分申し上げたかと思えますけれども、米が多いかなというふうに思っていると。ちょっとその部分の統計、まだとってはいないんですけれども、いわゆる米の部分が多いかなと。

あとは、例えば1万円ごとに同じ人が小出しで出して、違う返礼品をもらうというパターンもございます。ですので、あと平成29年度が終わったらもう一回総括をして、どういった返礼品が多いかというのを統計はとってみたいというふうに思っているところでございます。

あと、基金の繰入金の関係でございますけれども、実際例えば企業立地ですとかふるさと創生基金をゼロに戻したということで、その事業がなくなったということではございません。財源に余裕というか、そういった部分ができましたので、取り崩しをなくしたということでございますので、歳出先の事業がなくなったということではございません。あと、災害復旧の部分については東日本大震災関係の貸し付けの部分で、一応当初ではゼロということで毎年決算というか3月に2,000万円ほど一般のほうへというか、基金のほうに戻し入れているということでございます。取り崩しているということでございますので、そのような方向性で、先ほど議員おっしゃったとおりの方向性でもあるかと思えますけれども、今現在このような方向でやっているということでのご理解をお願いしたいということでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1 番（石川 敏君） ふるさと納税寄附金については、確かにこういったことで実績上がってい

ますので、こういう制度いつまで続くかわかりませんが、やっぱり現在の制度をきちんと活用して実績の上がる方向で考えていただければと思いますよね。返礼品については、よその全国の市町村に比べるとまだまだ種類が少ないのかなという感じがします。もう少し幅広く魅力のあるような品ぞろえを考えていく必要もあるのかなと思うんですけれどもね。

あと、基金については最後の災害復旧貸付基金、今の答弁ですといずれ最終的にはゼロにするというようなことなのかなと思うんですけれどもね、なくすというようなことで。もしいずれかの時点で同じような災害などが起これば、それはそれでそのときどういった対応をするかわかりませんが、前回大震災のときこのような制度を単独でつくったわけですので、やっぱりそういうことを考えるともう少し活用する方法があってもいいのではないかなと思うんですけれどもね。それについては、村長の考えを伺いたいと思います。

議長（細川運一君）　じゃあ、最初は企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）　ふるさと寄附金の関係、今回ポータルサイトでの取り組みというのは初めて、初年度ということもありまして、当然うちのほうの課でもどのぐらいの人数が来るかというのもわからない、手探りの状態でやったということでございます。当初の考えでは一応300万円、寄附金がこのぐらい来ればいいかなというふうに思っていて、500万円ぐらいの期待以上の部分があったと。ただ、当然これで満足しているわけではなくて、返礼品ありきではないんですけれども、返礼品の品ぞろえをアップさせたり、例えばですけども物じゃなくて違った、例えばパークゴルフ利用券とかそういった部分での違う用途でもちょっと考えたいなというふうに思っております。

ただ、その部分については来年度以降ちょっともう一回課内でもんで、あとはこれ以上の返礼品のレベルアップを図りたいというふうには考えているところでございます。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　大衡村災害復旧資金貸付基金繰入金であります。ただいま課長が申し上げたように東日本大震災の折の貸し付けに係る基金を持っていたわけでありまして。その繰り入れを取り崩すということではなくて、2,000万円を一般会計に戻すというような、いずれ大災害に起きた場合にはそういったことをまたやらなければならないのかなというふうに思っておりますけれども、今回はこういう措置をとらせていただいたわけでありまして。

議長（細川運一君）　早坂豊弘君。

3 番（早坂豊弘君） 45ページ、第8款消防費の中の4目災害対策費についてお尋ねします。

減額補正になった内訳を、もう一度説明をお願いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 8款1項4目の災害対策費の19節負担金補助及び交付金で、97万円減額してございます。これは、災害対策助成ということで木造住宅の耐震改修工事助成事業補助金ということで、耐震診断に係る補助金の減額42万円と、耐震改修工事に係る補助金55万円の減額となっております。こちらは、宮城県沖地震以前の木造住宅について耐震診断を行って、その後耐震対策の必要があるといったものに対して耐震改修工事を行う者に対しての助成という形になっておりますが、今年度継続事業という形になっておりますが、広報紙等で呼びかけしておりますが実績としてなかったということで、マイナス補正をさせていただいたということでございます。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3 番（早坂豊弘君） そうような要望がなかったということもありますけれども、住民の中にはまだまだやっぱり震災によって住宅がゆがんできているというような要望もあって、今後そういうのも上がってくる可能性もあるんでないかなというふうに私は理解しているんですけれども、減額ということでもうなくなったのかなというふうな感じで捉えるんですけれども、今後やっぱりこういう事業は継続してやられるわけですか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 事業としては、今年度は実績ゼロという形ですけれども、継続してやる考えはございます。平成30年度、新年度には一部その助成制度も拡充して行う計画もありますので、そういったことも今後PRしながら事業の促進を図りたいと思います。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3 番（早坂豊弘君） なかなか住民の方々の理解度というのが、得られていないところもあるんでないかなと思いますので、周知徹底してPRしながらまだまだ事業を進めていただければというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 答弁を求めますか。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今ご指摘のとおりのところも、実際あろうかと思います。県のほうでも、この木造住宅の耐震診断について大分力を入れてやっておりまして、市町村と県との関係の中でローリング作戦とかそういったことについてもいろいろ協議しているところでございますので、今後そういった形で取り組んでPRのほうに努めたいと思います。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 16ページです。

児童福祉費負担金423万9,000円の中の子供のための教育・保育給付費負担金485万9,000円の詳細をお聞かせ願いたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） お答えいたします。

16款2項の県補助金の内訳ということでございますが、こちらは15款の国庫支出金と関連しますけれども、こちらにつきましてはこの子ども・子育て補助金につきましては事業内容が延長保育、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等いろいろございます。その中で、一時預かり事業につきまして当初年間180名程度を見込んでおったものが、現時点で240名程度にふえたということで、支出のほうでも増額となっておりましてございますので、それに伴います国県の補助金ということでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 現在は平成29年度において、待機児童なんか年度途中とかそういう部分であったものなのか、お尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 年度途中の待機児童は、先月時点でございました。内訳といいますのは、育休明けでその育休を延長されたいということで入園の申し込みをされましたけれども、保留というような形での待機児童というような状況でございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 今年度において、ちびっこランドが新しく大衡村の認可になるということですが、そちらのほうの人数。あと、今現在何日からの開所予定になっていて、どのぐらいの入園の応募があるのか、もし詳細がわかればお知らせ願います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 4月1日から開所予定の、仮称でありますけれども桔梗平保育園、こちらにつきましては現在入園申し込みを2月で取りまとめいたしました。その中で、ちょっと手元に詳しい資料持ってきておりませんので、詳細ご報告できませんが、今後の予定といたしましてはあさって9日に県の審議会が開催される予定となっております。その前に、県のほうが先日現場にまいりまして、改修工事の状況を把握して見られましたので、その工事の完成を待って認可がおりる見込みで、今月末ぐらいには認可がおりるだろ

うという見込みです。

県の担当者の話によれば、書類上は何ら問題ないということで、施設のにも計画どおり進めば認可はおりのだろうと。ただ、いかんせん今回現場が給食設備をする改修にちょっと手間取っているというふうな状況で、県のほうの審議会にはそのまま図っていただいて、もしかすると付帯意見をつけて保留で、工事の完成を待って認可がおりるだろうというようなことでは伺ってございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第22号 平成29年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第3、議案第22号、平成29年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案第22号別紙でご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

平成29年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,105万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,360万8,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税5万4,000円の減、滞納繰越分の収入減によるものでございます。

3款1項1目療養給付費等負担金1,734万6,000円の減、変更申請による減額でございます。

2目高額医療費共同事業負担金162万8,000円の減、確定によるものでございます。

4款1項1目前期高齢者交付金5,678万3,000円の増、決定通知による増額でございます。

続きまして、5款1項1目高額医療費共同事業負担金162万8,000円の減、国庫支出金同様確定によるものでございます。

6款1項1目高額医療費共同事業交付金367万7,000円の減、2目保険財政共同安定化事業交付金2,237万5,000円の減、1目、2目ともに確定によるものでございます。

7款1項1目利子及び配当金4万2,000円の減、実績によるものでございます。

次のページをお開き願います。

8款1項1目一般会計繰入金208万9,000円の減、事業確定による補正でございます。

2項1目基金繰入金1,900万円の減、財源確保されたことによる減額でございます。

続いて歳出でございます。

1款1項1目一般管理費6,000円の増、人件費の増額でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費786万7,000円の増、見込みによる増額でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

2項1目一般被保険者高額療養費359万1,000円の増、こちらも見込みによるものでございます。

3項1目出産育児一時金210万円の減、年度内出産予定者がいないため減額するものでございます。

3款1項1目後期高齢者支援金643万円の減、決定通知による減額でございます。

6款1項1目介護納付金485万8,000円の減、こちらも決定通知によるものでございます。

7 款 1 項 1 目高額医療費拠出金651万2,000円の減、2 目保険財政共同安定事業拠出金1,480万5,000円の減、1 目・2 目ともに確定によるものでございます。

9 款 1 項 1 目財政調整基金積立金 4 万2,000円の減、実績によるものでございます。

次のページをお開き願います。

11 款 1 項 3 目償還金647万2,000円の増、平成28年療養給付費等負担金等事業の実績報告による返還分でございます。

12 款 1 項 1 目予備費575万5,000円の増、こちらにつきましては財源調整でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐々木金彌君。

12 番（佐々木金彌君） 歳入についてお伺いします。

前期高齢者の交付金5,600万円ほどふえているのは、これの内訳としてどういうわけでこれぐらいの金額になったんでしょうか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） お答え申し上げます。

前期高齢者、いわゆる65歳以上の被保険者に対する医療費相当分に対する交付金でございます。その分についての増額となっております。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12 番（佐々木金彌君） そうすると、補正前と比べて半分近く出ているということは、見積もりと違ったことになったというわけですか。何でこれぐらいになったのかなということ、大幅にふえたわけでしょう。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） こちらの交付金の算出方法なのですが、前々年度をベースとして計算しておりまして、当初予算を編成する上ではそれを見込んでの予算計上をさせていただいております。実際確定によりまして、通知に基づいての交付金額決定ということになります。

議長（細川運一君） 質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４ 議案第２３号 平成２９年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
議長（細川運一君） 日程第４、議案第23号、平成29年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正
についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第23号別紙でご説明申し上げます。

１ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第１条は歳入歳出予算の補正についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を
歳入歳出それぞれ２億6,076万7,000円とするものでございます。

説明は、事項別明細書でご説明申し上げます。

６ページをお願いいたします。

歳入について。

１款１項１目下水道事業負担金38万9,000円の増です。施設公共下水道費受益者負担金
34万7,000円は、受益者負担金７件分の増です。２節維持管理負担金につきましては、確
定によるものでございます。

２款１項１目下水道使用料1,036万8,000円の増です。見込みに伴う増額となっております。

２項１目手数料２万円の増です。登録申請の増によるものでございます。

３款１項１目一般会計繰入金778万5,000円の減です。調整によるものでございます。

次のページ、歳出について。

１款１項１目総務管理費453万7,000円の増です。14節使用料及び賃借料といたしまし
て、説明記載見込みによるものとなっております。19節負担金、補助及び交付金211万円
の増につきましては、説明記載確定によるものでございます。27節公課費243万9,000円に
つきましては、消費税確定によるものとなっております。

２目管渠管理費180万6,000円の減です。11節需用費59万8,000円につきましては、電気
料の見込みによるものでございます。12節役務費１万円の減につきましては、電話料見込

みによるものでございます。13節委託料119万8,000円につきましては、事業完了見込みによる減額となっております。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目公共下水道建設費 1 万円の増につきましては、人件費の補正です。

3 款 1 項予備費25万1,000円、これは調整によるものとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第 5、議案第24号、平成29年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） それでは、議案第24号別紙でご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。

平成29年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ885万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 5 億6,397万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、6 ページの事項別明細書でご説明申し上げます。

6 ページをお開き願います。歳入です。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料167万3,000円の増額でございます。こちらは 1 節か

ら3節までの特別徴収・普通徴収・滞納繰越分の1月末調定額による補正でございます。

2款1項1目督促手数料1,000円、こちらも調定額による補正でございます。

3款1項1目介護給付費負担金521万9,000円、こちらは変更申請に伴います交付決定による確定でございます。

2項1目調整交付金から4目地域支援事業交付金（包括的支援事業・社会保障充実分）までは、いずれも確定による補正でございます。

4款1項1目介護給付費交付金、2目地域支援事業交付金、こちらも変更交付申請の交付決定による確定でございます。

次に、8ページをお開き願います。

5款1項1目介護給付費負担金74万1,000円の減額、こちらにつきましても変更交付申請の交付決定によります確定の減額でございます。

3項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）6万1,000円から、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・社会保障充実分）までにつきましても、こちらも変更交付申請による交付決定の確定によるものでございます。

6款1項1目利子及び交付金1万2,000円の減、保険給付費準備基金利子の確定によるものでございます。

7款1項1目介護給付費繰入金、こちらにつきましては介護給付見込額の12.5%相当分でございます。

2目その他一般会計繰入金800万9,000円の減額でございます。こちらは、1節職員給与繰入金と2節事務費繰入金の減額でございます。

3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）から、6目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・社会保障充実分）までにつきましても、事業の確定によります補正でございます。

次のページお願いいたします。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金308万6,000円の減額でございます。

次に、8款1項1目介護サービス計画収入31万5,000円の増額でございます。こちらは計画収入の見込みによる補正でございます。

次に11ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費68万3,000円の減額。職員1名分の人件費が主なものでございます。

3 項 2 目認定審査会共同設置負担金19万9,000円の減額、黒川行政事務組合の負担金の確定によるものでございます。

4 項 1 目運営協議会費 5 万4,000円の減額、こちらも事業完了によります減額となっております。

続きまして、12ページお開き願います。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス費給付費525万9,000円、こちらから 4 項 1 目特定入所者介護サービス等費までにつきましては、10月サービス分までの実績と12月から 2 月までの給付見込みに対しましての補正となっております。

13ページお願いいたします。

3 款 1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費29万6,000円、内容につきましては13節委託料56万円の減額、こちらは訪問型サービス A の事業を予定しておりましたが、実績がないということでの減額でございます。19節負担金補助及び交付金26万4,000円、こちらにつきましては国保連への給付費支払分でございます。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費72万円の減額、こちらは13節委託料、介護予防計画の減額となっております。

2 項 1 目一般介護予防事業費51万3,000円の減額でございます。職員 1 名分の人件費、あとは 7 節は臨時職員の事業の見込みによる減額と、11節需用費・13節委託料につきましてはいきいきサロン等の事業の実績見込みによる減額となっております。

次の14ページお願いいたします。

3 款 3 項 1 目総合相談事業費 3 万1,000円の減額、こちらにつきましては職員 1 名分の人件費でございます。

2 目権利擁護事業費88万6,000円の減額でございます。こちらにつきましては 7 節賃金44万2,000円の減額、こちらは社会福祉士の臨時職員を予定しておりましたが、応募がなかったということでの減額でございます。12節役務費10万8,000円の減額と20節扶助費33万6,000円の減額につきましては、後見人に係る事業完了によります減額となっております。

4 目任意事業費272万3,000円の減額でございます。こちらにつきましては13節委託料47万7,000円の減額、配食サービスと緊急通報システム事業の事業見込みによる減額でございます。20節扶助費につきましては、紙おむつ等の支出見込みによる減額となっております。

6 目生活支援体制整備事業費9,000円の減額でございます。こちらは、事業完了によるものでございます。

4 項 1 目審査支払手数料、こちらにつきましては国保連への支払手数料でございます。

4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金701万2,000円の減額でございます。こちらは当初予定しておりました積立金、財源調整の関係で減額としてございます。

7 款 1 項 1 目予備費319万9,000円の減額でございます。こちらも財源調整の減額となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。小川宗寿君。

7 番（小川宗寿君） まず介護認定審査会ということで、通年通しての審査会の回数ですね。どの程度の頻度で行われているものか、時系列に紹介できればご案内いただきたいと思います。

また包括支援ということで、これからの支援事業の中で有資格者であります介護福祉士、募集はしたけれどもなかなか人が来ないということで、社会現象の中で有資格者がなかなかいないことで事業の展開に大きな滞り、要は足どめを食らうような事業になることもあるわけでありますが、この募集はどのような方法で募集したおったのか。あるいは、この募集を予定していた方が入らないことで、何かの事業にふぐあいが生じるのか、その辺詳細な部分の説明をいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 介護認定審査会につきましては、ちょっと毎月のスケジュール等の資料はあるんですけども、ちょっと今手元にございませんで詳細にはご説明できませんが、介護認定審査会につきましては8合議体におきまして毎月定期的に開催してございます。それらの審査件数等におきます確定による今回の負担金を補正ということでございます。

2 点目の社会福祉士の関係でございますが、こちらにつきましては社会福祉士の国家資格でございますけれども、こちらの資格を保有されている方を募集したいという経緯に至りましては、高齢者福祉もさることながら障害福祉におきましてもいろいろな相談業務、虐待も含めましてのいろいろな業務がございます。その中で、現在担当保健師等の専門職で対応している部分もありますし、一般職も対応している部分がございます。それらのことから、それらのいろいろな相談件数がふえている中で、社会福祉士を雇いましてその部分

に当たっていただきたいという趣旨での予算計上したところですが、ハローワークを通じて募集はしておりますが、なかなか例えば週２回であるとか３回といった部分の勤務条件が合わないという形で応募がなかったというふうに伺っておりますし、あとはどうしても人材不足ということも社会福祉士会等からお伺いしておりますので、結果的に応募がなかったことによりまして、補正を減額せざるを得なかったということでございます。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7 番（小川宗寿君） この有資格ということで、加算配置等々で大きな収入の減、あるいは運営の足かせになるということは言うまでもありませんが、行政でやっていけるものなのか。あるいは、勤務体制の今要綱を紹介いただきました週２、もしくは週３となれば、従事する人間にすれば収入の不安定というような部分、そしてまた採算性をとるとなるとケース記録を、その事業体の考え方にもありますけれども25もしくは30、あるいは30以上の40のケース記録をとらないと採算とれないというような、非常に行政が本当はやってほしい部分である部分なんですね。

ということは、今言うように介護福祉士だけでなく保健師なり栄養士なり、そういう総合的な関係をとって住民の在宅支援なりそういったものを計画していかなきゃない大きな事業と私は思っていますので、ぜひ社協との関係なども前提で何かいろいろお考えのようではけれども、単独でやはり運営できるような人材確保に鋭意努力していただくというのが一つ。

それと、あと今回広報・広聴でいろいろな情報交換をした民生委員の方々からも出た声としては、結論から言いますと行政の対応がおくれているというご指摘も、そのご指摘の内容もちょっと具体的過ぎて強いご指摘があったので、ぜひこれは担当課長としてもしかるべき加速を増すための人材配置にしっかり努力していただきたいと思いますので、最後のお考えだけお尋ねして終わります。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） ご指摘のとおり、社会福祉士の役割といいますのは先ほど申し上げましたいろいろな相談業務等もございます。もう１点、地域包括支援センターというのが、設置義務がございます。その中の従事する者の１人に、専門職として本来は社会福祉士を置かなければならないという規定になってございます。ですけれども、本村のように１号被保険者の少ないところは置かなくてもいいという特例になってございまして、これまで置いてこなかった。保健師なりが対応してきたという現状でございますので、その社

会福祉士の必要性というのは痛切に感じておりまして、平成30年度の職員採用についても募集はしていただいたんですが、応募がなかったということです。平成30年度も引き続き常勤でお手伝いをいただけるような方を探していこうということで、現在考えてございます。

現職員も専門職おりますけれども、本来のそれぞれ保健師なら保健師、栄養士なら栄養士なりの本来の業務をやっていただきたいという思いはございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第25号 平成29年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第25号、平成29年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 説明は、議案第25号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ184万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,745万2,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正についてでございます。第2表でご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

地方債の補正について、合併処理浄化槽整備事業債、限度額560万円から50万円を減額し、510万円とするものでございます。

続きまして、7ページの事項別明細書でご説明申し上げます。

まず、歳入について。

1款1項1目合併処理浄化槽分担金5万7,000円の減です。確定によるものでございます。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料69万4,000円の増でございます。見込みによるものでございます。

3款1項1目循環型社会形成推進交付金35万6,000円の減でございます。事業費確定によるものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金180万3,000円の減です。歳入歳出調整によるものでございます。

6款1項2目消費税還付金17万4,000円の増です。確定によるものでございます。

7款1項1目下水道事業債50万円の減です。事業費確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出についてです。

1款1項1目合併処理浄化槽管理費87万2,000円の減でございます。2節から4節は人件費の補正です。13節委託料と19節負担金補助及び交付金につきましては、説明記載確定によるものでございます。

2目合併処理浄化槽建設費98万3,000円の減です。工事請負費といたしまして事業完了、確定によるものとなっております。

最後のページですけれども、3款1項1目予備費につきましては7,000円の増、調整によるものとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第26号 平成29年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第26号、平成29年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の

補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案第26号別紙でご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。

平成29年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,232万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。6 ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目特別徴収保険料35万円の減、2 目普通徴収保険料51万円の増、こちらにつきましては見込みによる補正でございます。

3 款 1 項 1 目事務費繰入金 1 万5,000円の増、人件費分の増額によるものでございます。

5 款 1 項 1 目延滞金 4 万2,000円の増、収入実績に応じた増額でございます。

続きまして7 ページ、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 1 万5,000円の増、人件費不足分の増額でございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金20万2,000円の増、保険料及び延滞金増額分でございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 27 号 平成 29 年度大衡村宅地造成事業特別会計予算の補正について
議長（細川運一君） 日程第 8、議案第 27 号、平成 29 年度大衡村宅地造成事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書第 27 号別紙でご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成 29 年度大衡村宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 1,582 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 6,982 万 4,000 円とするものでございます。

第 2 条は、地方債の補正についてでございます。第 2 表でご説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

一般会計借入金限度額 3,751 万 6,000 円から 1,551 万 6,000 円を減額し、2,200 万円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書でご説明申し上げます。7 ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

1 款 1 項 1 目一般会計繰入金 81 万 5,000 円の減です。調整によるものとなっております。

3 款 1 項 1 目村債 1,551 万 6,000 円の減です。一般会計借入金の減額となっております、宅地売払収入の増額に伴う減額となっております。

5 款 1 項 1 目不動産売払収入 5 億 3,215 万 5,000 円の増です。宅地売払収入の見込みについて、歳出との調整によるものでございます。

続きまして歳出について、8 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般会計管理費 2,000 円の減です。人件費の補正になります。

2 款 1 項 1 目塩浪地区造成事業費 5 億 1,582 万 4,000 円の増です。11 節・12 節につきましては、説明記載確定によるものとなっております。13 節委託料 800 万円の減につきましては、事業完了見込みに伴う減額となっております。主なものといたしまして、販売委託業務の減額となっております。15 節工事請負費 12 万 6,000 円の減、こちらは販売事務所建築

工事に係る確定によるものとなっております。18節備品購入費41万円の減、確定によるものとなっております。23節償還金利子及び割引料5億2,444万8,000円の増となっております。こちらは、一般会計借入金と地域開発事業債の償還金となっております。

次のページお願いいたします。

3款1項1目予備費2,000円の増です。こちらは、調整によるものとなっております。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。石川 敏君。

1番（石川 敏君） 宅地造成事業、今回も販売代金かなり追加補正でありますけれども、合計で土地の売払代金5億3,200万円以上になりましたが、今年度内の販売の歳入の人数とか区画数、年度内にどの程度の方の分が入ってくる見込みなものか。

あと歳出では、業務委託料800万円の減ということですが、販売業務ということですがけれども平成29年度で終了というような見込みになるものかどうか、平成30年度に係る分もあるかどうかお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず宅地売り払いの収入につきましては、全108区画のうち販売事務所に2区画を除きまして、106区画について収入を見込んでございます。件数につきましては106件ということで、人数につきましてはまだ把握のほうはできてございません。

それと、委託料につきましては800万円の減ということで、販売委託業務の減という形で、主な内容といたしましては、このたび完売したことに伴い予定しておりました広告関係を取りやめたことに伴う減額となっております。平成30年度につきましても若干残業務ございますので、業務のほうは継続する計画となっております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第28号 平成29年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第28号、平成29年度大衡村水道事業会計予算の補正について

てを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 説明は、議案書第28号別紙でご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成29年度大衡村水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

第1条は総則について定めたものでございます。

平成29年度大衡村水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条は収益的収入及び支出について定めたものでございます。

平成29年度大衡村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

収入第1款水道事業収益について202万5,000円を減額し、2億4,678万8,000円とするものでございます。

支出について、第1款水道事業費用を195万6,000円減額し、2億4,913万円とするものでございます。

内容につきましては、予算説明書でご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入について、1款1項1目給水収益500万円の減です。こちらは、使用料見込みに伴う減額となっております。

3目その他営業収益7万3,000円の増です。こちらは、手数料といたしまして住宅建築増加に伴う設計審査手数料等の増額となっております。

2項3目水道加入金221万4,000円の増です。住宅建築等に伴う増額となっております。

5目雑収益68万8,000円の増です。こちらは、水道管破損事故に伴う水道の漏水分の収益となっております。

次のページをお願いいたします。支出についてです。

1款1項1目原水及び浄水費100万円の減です。こちらは受水費の減額、使用料の見込みに伴う減額となっております。

2目配水及び給水費90万9,000円の減です。こちらは、事業完了確定見込みに伴う減額となっております。

4目総掛費4万7,000円の減です。こちらは人件費の補正と、手数料といたしまして8

万円の減額を見込んでいるものでございます。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開を１時といたします。

午前 11 時 53 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 10 議案第 29 号 平成 30 年度大衡村一般会計予算を定めることについて

日程第 11 議案第 30 号 平成 30 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第 12 議案第 31 号 平成 30 年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて

日程第 13 議案第 32 号 平成 30 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第 14 議案第 33 号 平成 30 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて

日程第 15 議案第 34 号 平成 30 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第 16 議案第 35 号 平成 30 年度大衡村宅地造成事業特別会計予算を定めることについて

日程第 17 議案第 36 号 平成 30 年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて

議長（細川運一君） ここでお諮りをいたします。日程第10、議案第29号、平成30年度大衡村一

般会計予算を定めることについて、日程第11、議案第30号、平成30年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第12、議案第31号、平成30年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて、日程第13、議案第32号、平成30年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第14、議案第33号、平成30年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて、日程第15、議案第34号、平成30年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて、日程第16、議案第35号、平成30年度大衡村宅地造成事業特別会計予算を定めることについて、日程第17、議案第36号、平成30年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて、以上の8件は会議規則第36条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第10、議案第29号から日程第17、議案第36号までの8件は一括議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 各議案についてそれぞれ説明を求めます。なお、説明は概要、要点についてのみを、簡潔に説明をお願いします。

企画財政課長、一般会計について説明願います。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、平成30年度各種会計予算書によりご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第29号、平成30年度大衡村一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億7,000万円と定めるものでございます。

第2条につきましては債務負担行為の規定でございまして、第2表で説明申し上げます。

第3条につきましては地方債の規定でございまして、第3表でご説明申し上げます。

第4条につきましては一時借入金の規定でございまして、一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定めるものでございます。

第5条につきましては歳出予算の流用の規定でございまして。

それでは、7ページをお開き願いたいと思います。

第2表、債務負担行為でございます。全部で7件でございます。

まず1件目、平成30年度大衡村中小企業振興資金損失補償料、期間が平成31年度から平成40年度、限度額が170万円でございます。

2件目、平成30年度大衡村中小企業振興資金融資利子補給金、平成31年度から平成38年度まで、限度額81万円。

3件目、平成30年度小規模事業者経営改善資金利子補給金、平成31年度から平成33年度まで、限度額70万円でございます。

4件目、平成30年度万葉のびのび子育て支援事業、平成31年度から平成32年度まで、限度額は記載のとおりでございます。

5件目、固定資産税土地評価業務及び基礎資料データ作成業務、平成31年度から平成32年度まで、限度額は1,360万円でございます。

6件目、第2次大衡健康プラン21計画中間評価及び自殺対策計画策定業務、平成31年度で限度額は240万円でございます。

7件目、第2期大衡村子ども・子育て支援業務計画策定業務、平成31年度で限度額は390万円でございます。

以上7件を設定するものでございます。

次に8ページをごらんいただきたいと思います。第3表、地方債の関係でございます。

まず、道路橋梁整備事業債でございます。限度額が2,760万円、尾西中山線改良舗装事業へ充当するものでございます。

辺地対策事業債1億8,970万円、奥田大森線・大瓜南側線の各改良舗装事業へ充当するものでございます。

公園整備事業債2,250万円、公園長寿命化対策事業へ充当するものでございます。

公営住宅整備事業債4,500万円、公営住宅整備事業へ充当するものでございます。

消防事業債250万円、消防施設費へ充当するものでございます。

臨時財政対策債につきましては1億1,600万円とするものでございます。

次に9ページ、事項別明細でご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

1款村税14億6,500万7,000円、前年度比14.2%増でございます。内訳でございますけれども、個人村民税、法人村民税、固定資産税、軽自動車税で増額、たばこ税で減額となっております。

2 款地方譲与税4,643万3,000円。

3 款利子割交付金58万9,000円。

4 款配当割交付金98万9,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金58万8,000円。

6 款地方消費税交付金 1 億7,008万5,000円。

7 款ゴルフ場利用税交付金1,233万4,000円。

8 款自動車取得税交付金1,423万8,000円。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金2,730万円。

10款地方特例交付金370万円。

11款地方交付税 5 億6,615万2,000円、34.1%の減でございます。普通交付税で2億円の減、特別交付税で9,384万8,000円の減としてございます。

12款交通安全対策特別交付金150万円。

13款分担金及び負担金118万9,000円。

14款使用料及び手数料9,278万4,000円。

15款国庫支出金 5 億1,139万3,000円、6.8%の増ということでございます。

16款県支出金 2 億932万2,000円、23.7%の増ということでございます。

17款財産収入6,221万7,000円。

18款寄附金2,000円。

19款繰入金 5 億2,133万4,000円、3.7%の増ということでございます。

20款繰越金1,000万円。

21款諸収入4,954万4,000円。

22款村債 4 億330万円、4.1%の増。

歳入合計につきましては41億7,000万円でございます。

次に、10ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

1 款議会費7,789万9,000円。

2 款総務費 5 億6,853万1,000円、7.8%の増でございます。防衛施設周辺調整交付金基金積立で医療費助成事業への積み立て、もしくは新規事業として村史編纂事業や総合計画策定業務等がございます。

3 款民生費 8 億9,094万3,000円、9.4%の増でございます。戸籍総合システム機器の更

新費用や各種事業の扶助費が増加要因となっているものでございます。

4 款衛生費 3 億3,959万7,000円、31.4%の減でございます。減の主な要因といたしましては、黒川行政事務組合ごみ処理施設の負担金、こちらの減が主な要因でございます。

5 款農林水産業費 1 億8,073万円、22%の増。増の要因といたしましては、農業系汚染廃棄物処理事業に係る委託料等々が主な増加要因でございます。

6 款商工費 1 億3,303万5,000円、2.6%の減でございます。

7 款土木費 9 億3,187万5,000円、1.7%の増でございます。継続事業として、大瓜南側線、尾西中山線、奥田大森線、五反田住宅改修事業等がございます。

8 款消防費 1 億6,284万2,000円、14.2%でございます。新規事業といたしまして、消防ポンプ小屋設置工事及びミニバン型消防車の購入経費で、防衛の9条交付金の充当事業となるものでございます。

9 款教育費 4 億3,667万7,000円、10.4%の増でございます。これにつきましては小学校の体育館の改修事業（2年目になるものでございますけれども）の部分や、衡中北集会所建設事業が主なものでございまして、いずれも防衛の9条交付金を充当して事業を実施するものでございます。

10款災害復旧費7,794万1,000円。

11款公債費 3 億4,959万8,000円。

12款諸支出金91万5,000円、96.7%の減でございます。宅造会計への貸出金、こちらの減が主なものでございます。

13款予備費1,941万7,000円。

歳出合計も歳入と同額41億7,000万円でございます。

予算書飛びまして、110ページから115ページまでは給与費の明細書がございます。116ページから119ページまでは債務負担行為の一覧表でございます。120ページにつきましては地方債関係の調書、それぞれ記載してございます。後ほどご確認をお願いしたいと思います。

一般会計については以上でございます。

議長（細川運一君） 国保、後期高齢会計について、住民生活課長、説明願います。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、予算書121ページをお開き願います。

国保会計からでございます。

平成30年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,270万円と定めるもので、前年度より9,730万円、15.95%の減でございます。

第2条は一時借入金の規定でございます。借入金の最高額を1,000万円と定めるものでございます。

第3条は歳出予算の流用規定で、人件費の流用について定めるものでございます。

予算の内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、127ページをお願いします。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1億2,371万3,000円、19.05%の増でございます。現年課税分につきましては、平成30年度からの都道府県単位化に伴い、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分、それぞれ仮算定段階の納付金相当額を見込んで積算しております。

2目退職被保険者等国民健康保険税7万5,000円は、滞納繰越分のみの計上でございます。

次のページをお願いします。

2款1項1目督促手数料3万円は前年度同額でございます。

次の国庫支出金並びに前期高齢者交付金につきましては、都道府県が財政運営の責任主体となることから、県が市町村間の調整を行うため、国から県への歳入となる仕組みに変更となったため、廃目となっております。

続きまして、129ページの3款県支出金でございます。県負担金については廃目となり、1項県補助金につきましては乳幼児医療費補助金、県財政調整交付金、被災者健康支援事業補助金が廃目となり、新たに1目保険給付費等交付金として3億3,589万1,000円を計上しております。こちらは、1節普通交付金3億3,207万2,000円が療養給付費・療養費・高額療養費など保険給付費相当分であります。2節特別交付金381万9,000円は、保険事業等に対する交付金でございます。次の共同事業交付金につきましては、事業廃止により廃目となります。

次に130ページ、131ページをお願いします。

4款1項1目利子及び配当金12万6,000円、財政調整基金の利子相当分を計上させていただいております。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金4,069万3,000円、人件費及び事務事業に係る所要経費を計上させていただいておりますが、保険基盤安定繰入金につきましては保険税軽減分と保険者支援分と細分しての計上となっております。

2 項 1 目基金繰入金500万円、財政調整基金を繰り入れするものでございます。

6 款 1 項 1 目繰越金700万円、こちらは前年度同額の予算を計上させていただいております。

7 款 1 項延滞金、加算金及び過料と 2 項預金利子、次のページをお開きいただきまして、3 項雑入につきましては、科目設定としての計上でございます。

続きまして133ページ、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費1,023万1,000円、職員 1 名分の人件費及び電算処理に係る印刷製本費委託料が主なものでございます。

次のページをお開き願います。

2 目連合会負担金50万2,000円、宮城県国保連合会に対する負担金でございます。

2 項 1 目賦課徴収費143万7,000円は、賦課徴収事業に係る納付書等の印刷及び委託料が主で、2 目納付奨励費249万7,000円につきましては納税組合等に対する納付奨励事業費でございます。

続きまして、3 項 1 目運営協議会費18万5,000円、村の国保運営協議会の委員に対しまして報酬並びに費用弁償と、宮城県国保運営協議会連絡会に対する負担金で、前年同額でございます。

2 款 1 項 1 目一般被保険者等療養給付費 2 億9,564万円、2 目一般被保険者療養費279万8,000円、3 目審査支払手数料105万円でございますが、過去の実績を踏まえて計上させていただきます。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費3,352万4,000円、過去実績を参考に計上させていただいております。

136ページ、137ページをお開き願います。

2 目一般被保険者高額介護合算療養費10万円については、科目設定でございます。

3 項移送費につきましては科目設定でございます。

4 項出産育児諸費336万2,000円は前年度同額で、出産 8 件分を見込んで計上いたしております。

5 項葬祭諸費50万円、こちらにつきましても前年度同額で、10件分を計上いたしております。

ます。

続きまして、次の後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、138ページ、139ページをお開きいただきまして老人保健拠出金、介護納付金につきましては、廃目となります。

次の3款国民健康保険事業費納付金につきましては新たな科目となりまして、1項医療給付費8,592万6,000円、2項後期高齢者支援金等分3,385万9,000円、3項介護納付金分1,468万5,000円を計上させていただいておりますが、県が医療費水準や所得水準を考慮して決定する市町村ごとの納付金を見込んで計上いたしております。

4款1項共同事業拠出金につきましては、高額医療費拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金は廃止となりますので廃目とし、1目共同事業拠出金1,000円につきましては退職者医療分として国保連合会に拠出するものでございます。

次に、140ページ、141ページをお開き願います。

5款1項1目保健衛生普及費188万2,000円、2目疾病予防費24万円でございますが、前年度までの保健事業費を細分した形で、1目の保健衛生普及費については医療費の適正化を図るためレセプト点検員の人件費等や健診結果説明会に係る費用等の計上で、2目の疾病予防費については脳ドック助成事業分を計上いたしております。

2項1目特定健康診査等事業費948万3,000円、特定健康診査及び特定保健指導に係る費用分でございます。

6款1項1目財政調整基金積立金12万7,000円、財政調整基金利子の積み立てを見込んでいるものでございます。

7款公債費と8款諸支出金につきましては科目設定になり、142ページ、143ページをお開きいただきまして、143ページの9款予備費1,400万5,000円につきましては財源調整でございます。

144ページから149ページにつきましては給与費明細書でございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で国保会計についてご説明申し上げました。

続きまして、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

219ページをお開き願います。

平成30年度大衡村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,260万円と定めるもので、前年度より20万

円、0.38%の増でございます。

第2条は歳出予算の流用規定で、人件費の流用について定めるものでございます。

予算の内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、224ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者保険料でございます。1目特別徴収保険料1,719万4,000円で、前年度比2.41%の減でございます。2目普通徴収保険料1,181万3,000円、前年度比5.6%の増でございます。実績をもとに被保険者の増加を見込んでおります。

2款1項手数料については、前年度同額を計上いたしております。

3款1項一般会計繰入金2,354万4,000円、このうち1目事務費繰入金673万8,000円は人件費を含めた事務費等の繰入分で、2目保険基盤安定繰入金1,680万6,000円につきましては、低所得者や被用者保険の被扶養者であった方の法定軽減分を県が4分の3、村が4分の1の割合で負担し、繰り入れされるものでございます。

次のページをお開き願います。

4款繰越金、5款諸収入につきましては、前年度同額で科目設定でございます。

続きまして、227、228ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費540万6,000円、職員1人分の人件費が主なものでございます。

2項1目徴税費113万9,000円、納税組合等に対する納税奨励事業及び電算処理に対する経費が主なものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金4,580万6,000円、被保険者からの保険料と保険基盤安定負担金を合わせ広域連合に納付するものでございます。

3款諸支出金につきましては、前年度同額の計上でございます。

次のページをお開き願います。

4款予備費20万8,000円につきましては財源調整でございます。

230ページから234ページまでは給与費明細書でございますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上で後期高齢者医療会計のご説明を申し上げます。国保会計とあわせてよろしくお願いたします。

議長（細川運一君） 下水道、戸別合併、宅地造成、水道会計について、都市建設課長、説明願

います。

都市建設課長（後藤広之君） 予算書の150ページをお願いいたします。

議案第31号平成30年度大衡村下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出の予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億870万円と定めるものでございます。

第2条は債務負担行為について定めたもので、第2表でご説明申し上げます。

第3条は地方債について定めたもので、第3表でご説明申し上げます。

第4条は一時借入金について定めたもので、一時借入金の借入額の最高額は2,000万円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めたものでございます。

それでは、153ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為についてでございます。

平成30年度水洗便所改造資金利子補給といたしまして、平成31年度から平成34年度、限度額を15万円とするものでございます。

平成30年度水洗便所改造資金損失補償といたしまして、平成31年度から平成34年度まで、融資総額の1割に相当する金額を上限として損失を補償できるものとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債についてでございます。

特定環境保全下水道事業債としまして、限度額3,250万円とするものでございます。

流域下水道事業債といたしまして、140万円とするものでございます。

続きまして、157ページからの事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入について。

1款1項1目下水道事業負担金28万2,000円は、2節公共下水道受益者負担金といたしまして4名分、維持管理負担金といたしまして説明記載のとおりとなっております。

2款1項1目下水道使用料8,015万円につきましては、約1,020件分に係る下水道使用料となっております。

2項1目手数料5万7,000円につきましては、説明記載のとおりとなっております。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目下水道事業国庫補助金3,250万円、古館橋マンホールポンプ場の圧送管布

設に係る社会資本整備総合交付金といたしまして、補助率2分の1となっております。

4款1項1目一般会計繰入金1億6,113万3,000円につきましては、調整によるものとなっております。

5款1項1目繰越金50万円。

6款1項1目雑入17万6,000円につきましては、説明記載のとおりとなっております。

2目消費税還付金につきましては、科目設定となっております。

次のページ、2項1目延滞金につきましても科目設定となっております。

7款1項1目下水道事業債3,390万円、1節といたしまして古舘橋マンホールポンプ場の圧送管布設工事に充てるものとなっております。2節流域下水道事業債140万円につきましては、吉田川流域下水道の建設負担金となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出について。

1款1項1目総務管理費5,651万1,000円です。主なものといたしまして、13節委託料につきましては使用料徴収の事務委託、19節負担金補助及び交付金の中の吉田川流域下水道維持管理負担金4,527万6,000円が主なものとなっております。27節公課費につきましては、支払消費税となっております。

2目管渠管理費1,407万2,000円につきましては、下水道污水管・雨水管合わせまして約64キロメートル、マンホールポンプ場13カ所に係る維持管理経費になっておりまして、主なものといたしまして7節・14節・16節は日常の維持管理、並びに公共ます新設に係る経費、11節需用費といたしましてマンホールポンプ場の電気料、13節委託料につきましてはマンホールポンプ場の保守点検・清掃等となっております。

2項1目公共下水道建設費7,316万3,000円。主なものといたしまして、職員1名分の人件費と、15節工事請負費6,502万2,000円につきましては古舘橋污水マンホールポンプ場の圧送管の布設工事となっております。

2目流域下水道建設費148万9,000円につきましては、吉田川流域下水道建設負担金となっております。

次のページをお願いいたします。

2款1項1目元金と2目利子につきましては、平成29年度末未償還元金14億2,113万円に係る償還元金及び利子となっております。

3款1項予備費45万7,000円につきましては、財源調整となっております。

次ページ以降の給与費明細書につきましては、ごらんいただきたいと思います。

続きまして、200ページの浄化槽会計になります。

議案第33号平成30年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算について定めたものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,050万円と定めるものでございます。

第2条は債務負担行為について定めたもので、第2表でご説明申し上げます。

第3条は地方債について定めたもので、第3表でご説明申し上げます。

第4条は一時借入金について定めたもので、借入金の最高額は1,000万円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めたものでございます。

次に、203ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為についてでございます。

平成30年度合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金利子補給金といたしまして、期間が平成31年度から平成35年度、限度額を80万円とするものでございます。

平成30年度合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金損失補償金といたしまして、平成31年度から平成35年度、限度額を記載のとおりとするものでございます。

次のページ、第3表地方債について。

合併処理浄化槽整備事業といたしまして、限度額を560万円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書207ページから説明をさせていただきます。

歳入について。

1款1項1目合併処理浄化槽分担金103万円です。浄化槽10基相当分に係る受益者分担金となっております。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料1,564万1,000円。浄化槽366基分に係る使用料となっております。

2項1目手数料につきましては、説明記載についての科目設定となっております。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目循環型社会形成推進交付金332万6,000円です。浄化槽10基新設分に係る交付金といたしまして、補助率3分の1となっております。

4款1項1目一般会計繰入金1,479万7,000円、調整によるものです。

5 款 1 項繰越金10万円。

6 款 1 項雑入及び 2 項 1 目延滞金につきましては、科目設定となっております。

7 款 1 項 1 目下水道事業債560万円につきましては、浄化槽10基新設分に係る起債となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出についてです。

1 款 1 項 1 目合併処理浄化槽管理費2,815万7,000円。こちらは、浄化槽366基分に係る管理経費となっております、主なものといたしまして職員 1 名分の人件費、11節需用費につきましては維持管理に係る修繕料、12節役務費につきましては法定検査手数料、13節委託料につきましては浄化槽の清掃・保守点検並びに料金徴収に係る委託料となっております。

次のページ、2 目合併処理浄化槽建設費1,013万円です。主なものといたしまして、15節工事請負費といたしまして浄化槽10基分の新設に係る工事請負費となっております。

2 款 1 項 1 目元金と 2 目利子につきましては、平成29年度末の償還元金6,112万7,000円に係る償還元金並びに利子になります。

3 款 1 項 1 目予備費は28万4,000円で、調整によるものです。

次ページ以降、給与費明細書は後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして235ページ、宅地造成事業特別会計です。

議案第35号平成30年度大衡村宅地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は歳入歳出予算について定めたもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,340万円と定めるものとございます。

第 2 条は地方債について定めたもので、第 2 表でご説明申し上げます。

第 3 条一時借入金について定めたもので、借入額の最高額は1,000万円と定めるものとございます。

第 4 条は、歳出予算の流用について定めたものとございます。

続きまして、238ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債についてでございます。

一般会計借入金といたしまして、限度額を91万4,000円とするものとございます。

続きまして、事項別明細書でご説明申し上げます。

241ページをお願いいたします。

歳入について。

1 款 1 項 1 目一般会計繰入金19万4,000円、調整によるものとなっております。

2 款 1 項 1 目預金利子と 2 項 1 目延滞金につきましては、科目設定となっております。

3 款 1 項 1 目村債91万4,000円につきましては、財源調整となっております。

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目繰越金につきましては、科目設定です。

5 款 1 項 1 目不動産売払収入1,228万9,000円につきましては、販売事務所用地 2 区画分の売払収入となっております。

続きまして次のページ、歳出について。

総務費につきましては、廃目となっております。

1 款 1 項 1 目塩浪地区造成事業費1,320万6,000円、主なものといたしまして 7 節・14節・16節は P R 看板撤去等に係る経費、11節・12節は販売事務所管理に係る光熱水費及び火災保険料 3 カ月分、13節委託料は販売委託業務及び販売事務所の警備保障に係る委託料 3 カ月分、15節工事請負費につきましては防犯灯設置及び販売事務所撤去に係る工事請負費となっております。

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目予備費19万4,000円につきましては、財源調整となっております。

次ページ以降の給与費明細書は、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして水道会計について、252ページをお願いいたします。

議案第36号平成30年度大衡村水道事業会計予算についてです。

第 1 条は総則についてで、平成30年度大衡村水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第 2 条は、業務の予定量について定めたものでございます。給水戸数といたしまして 1,910戸、年間総給水量といたしまして73万2,000立方メートル、1 日平均給水量といたしまして2,005立方メートルとするものでございます。

第 3 条は、収益的収入及び支出について定めたものでございます。収入といたしまして第 1 款水道事業収益と、支出といたしまして第 1 款水道事業費用、それぞれ 2 億4,722万 5,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第 4 条は、資本的収入及び入及び支出について定めたもので、収入といたしまして第 1

款資本的収入を1,000円、支出といたしまして第1款資本的支出が1,937万6,000円とするもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,937万5,000円は過年度損益勘定留保資金1,937万5,000円で補填するものです。

第5条は一時借入金について定めたもので、限度額は5,000万円と定めるものでございます。

続きまして、256ページからの予算実施計画でご説明を申し上げます。

平成30年度大衡村水道事業会計予算実施計画についてでございます。

初めに、収益的収入及び支出の収入について。

1款1項営業費用2億219万5,000円、このうち主なものといたしまして1目給水収益2億円です。予定給水戸数1,910戸分の水道使用料となっております。

2項営業外収益4,502万8,000円のうち、主なものといたしまして2目他会計補助金が818万3,000円、3目水道加入金が648万円、6目長期前受戻入が2,579万8,000円となっております。

3項特別利益につきましては、科目設定となっております。

次のページをお願いいたします。

支出について。

1款1項営業費用2億3,679万1,000円。主なものといたしまして、1目原水及び浄水費につきましては大崎広域水道からの受水費となっております。

2目配水及び給水費につきましては、水道施設の保守点検・修繕等に係る経費となっております。

4目総掛費につきましては、職員2名分の人件費、健診業務、電算システムのリース等に係る経費となっております。

5目減価償却費は5,152万1,000円となっております。

次に、2項営業外費用974万8,000円。1目支払利息及び企業債利息といたしまして、平成29年度末未償還元金2億3,754万4,000円に係る利息となっております。

2目消費税につきましては、500万円となっております。

3項特別損失につきましては、科目設定となっております。

4項予備費は68万4,000円、財源調整によるものとなっております。

続きまして次のページ、資本的収入及び支出について。

収入の1款1項1目開発負担金は、科目設定となっております。

支出について。１款１項建設改良費342万9,000円、こちらは水道施設の遠隔管理システムの設置及び量水器の購入に係る経費となっております。

２項１目企業債償還金1,594万7,000円となっております。

なお、詳細につきましては272ページからの予算説明書に記載してございます。

また、次ページ以降のキャッシュフロー計算書、給与費明細書、貸借対照表、損益計算書につきましても、後ほどごらんいただければと思います。

都市建設課所管分につきましては、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） 次に、介護保険会計について、健康福祉課長、説明願います。

健康福祉課長（残間文広君） それでは、介護保険会計につきましてご説明申し上げます。

予算書170ページをお開き願います。

平成30年度大衡村介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条は歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ５億7,770万円と定めるものです。

第２条は一時借入金の規定で、一時借入金の借り入れの最高額を2,000万円と定めるものです。

第３条は歳出予算の流用の規定で、人件費の流用に関して定めるものです。

歳入歳出の内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、176ページをお開き願います。

歳入です。

１款１項１目１号被保険者保険料１億2,361万8,000円、平成30年度から平成32年度までの第７期介護保険事業計画に基づき、65歳以上の第１号被保険者1,625人のうち、所得段階補正後の被保険者数1,620人で算出しております。第６期計画の基準保険料月額5,800円から、第７期計画では基準保険料月額6,500円と、12%アップの月額700円の増額となっております。この増額要因としましては、高齢者の増加に伴う要介護認定者の増、それから制度改正による65歳以上の１号被保険者と40歳から64歳までの２号被保険者との負担率の変更、及び介護報酬改定によるものが主な要因となっております。

２款１項１目督促手数料は、科目設定となっております。

３款１項１目介護給付費負担金現年度分9,405万6,000円は、第７期介護保険事業計画に基づく給付費見込額に法定負担率の施設サービス分15%、その他サービス分20%を掛け算出したものとなっております。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目調整交付金2,547万1,000円は、調整基準給付費見込額の交付見込率、平成29年度の実績の5.9%を計上しております。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、あと 4 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・社会保障充実分）合わせて835万3,000円につきましては、事業対象経費に対するそれぞれの法定負担額を掛け計上してございます。

5 目システム改修費補助金48万円は、制度改正によるシステム改修費用に対する補助金で、補助率2分の1となっております。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金、2 目地域支援事業交付金、合わせて1億4,404万2,000円につきましては、標準給付見込額に法定負担率27%を掛けて計上してございます。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金、県負担金でございますが、現年度分7,589万4,000円につきましても標準給付見込額に法定負担率の施設サービス分17.5%、その他サービス分12.5%を掛け計上してございます。

2 項財政安定化基金支出金2,000円につきましては、科目設定でございます。

3 項 1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、次のページお願いいたします、2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・社会保障充実分）の県補助金でございますが、合わせて452万8,000円につきましては事業対象経費に対する法定負担率を掛け計上してございます。

6 款 1 項 1 目利子及び配当金につきましては、介護保険給付費準備基金の利子相当分を計上しております。

7 款 1 項一般会計繰入金 1 目から 6 目までの合計9,751万6,000円につきましては、介護保険事業計画に基づく給付費及び事業費の法定負担分、それから職員人件費及び事業費の一般会計からの繰入額を計上しております。

8 款 1 項 1 目介護サービス計画収入238万2,000円は、要支援認定者に対する介護予防プランのケアプラン収入を計上しております。

次のページをお願いいたします。

9 款繰越金から10款 3 項 1 目第三者納付金につきましては科目設定で、2 目雑入131万8,000円につきましては介護予防事業に係る参加者負担金を計上しております。

次に183ページ、お開き願います。

歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費587万5,000円、主なものは2 節から4 節までは職員1 名の人件費、13 節委託料151万2,000円は制度改正による介護保険システムの改修業務委託料となっております。

2 項 1 目賦課徴収費、2 目納入奨励費、合わせて116万4,000円ですが、主に納付書等の印刷並びに保険料完納奨励金となっております。

3 項 1 目認定調査等費301万3,000円、介護認定調査等の経費で年間380件分を計上しております。

2 目認定審査会共同設置負担金255万9,000円、黒川地域行政事務組合の介護認定審査会に係る負担金となっております。

次のページお願いいたします。

4 項 1 目運営協議会費4 万7,000円、こちらは介護保険運営協議会開催に係る経費で、委員6 名の報酬・費用弁償となっております。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費から、187ページ中ごろの4 項特定入所者介護サービス等費までの保険給付費5 億2,293万円につきましては、平成30年度からの第7 期介護保険事業計画に基づくそれぞれのサービス給付見込額を計上しております。

187ページ。

3 款 1 項 1 目介護予防生活支援サービス事業費927万5,000円の主なものは、要介護状態・要支援状態にならないための通所型サービスAのはつらつ塾、通所介護サービスCの元気アップ教室などを行う事業委託料の13 節356万6,000円と、現行サービス利用に係る国保連支払分の19 節負担金550万円となっております。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費322万3,000円、こちらは介護予防システムの保守料及びリース料と介護予防ケアプラン作成委託料となっております。

3 目総合事業費精算金は、科目設定です。

2 項 1 目一般介護予算事業費885万6,000円、こちらは保健師1 名分の人件費と、次のページお願いします、脳トレ学習教室、いきいきサロン、介護予防リハビリ指導の事業経費となっております。

3 項 1 目総合相談事業費879万8,000円、主なものは地域包括支援センター事業に携わります保健師1 名分の人件費と、7 節臨時職員賃金となっております。

2 目権利擁護事業費335万3,000円、こちらは臨時の社会福祉士の賃金と権利擁護成年後

見制度利用のための支援に充てる経費となっております。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費2万7,000円、こちらはケアマネジャーの資質向上に係るケアマネ・ケアスタッフ研修会の経費となっております。

4目任意事業費715万円、主なものとしましては13節委託料308万5,000円は配食サービス、緊急通報システム、介護者のつどい等の経費で、20節扶助費400万円は紙おむつ支給事業に係る経費となっております。

6目生活支援体制整備事業費32万3,000円、こちらは平成29年に引き続き地域支え合い懇談会に係るアドバイザー派遣等の経費となっております。

次のページをお願いします。

7目認知症総合支援事業費31万8,000円は新規事業で、認知症初期集中チームに係る医師等の13節委託料25万円と、認知症地域支援推進員の研修に係る19節負担金3万8,000円が主なものとなっております。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金1万9,000円は、基金利子相当分となっております。

5款公債費から6款諸支出費につきましては、科目設定です。

7款予備費は、財源調整のため72万1,000円としております。

194ページから199ページまでは給与費明細となっておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

議長（細川運一君） お諮りをいたします。ただいま議題となっております平成30年度大衡村各種会計予算8件の議案については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、平成30年度大衡村各種会計予算8件の議案については予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま予算審査特別委員会に付託しました8件の議案については、会議規則第45条第1項の規定により、来る3月14日まで審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の審査は、来る3

月14日まで終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

ここで予算審査特別委員会において、予算審査特別委員長並びに副委員長を選任していただくため、休憩をいたします。

再開を2時15分といたします。

午後1時57分 休 憩

午後2時15分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（細川運一君） 予算審査特別委員会の委員長、副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に佐々木春樹君、副委員長に佐藤 貢君が選任されました。

ここでお諮りいたします。予算審査特別委員会並びに議案の調査のため、3月8日から3月13日までの6日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、3月8日から3月13日までは休会とすることに決定をいたしました。

なお、3月14日の会議は、予算審査特別委員会終了後に開会することといたします。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後2時16分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員